

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年7月3日
【会社名】	セイコーエプソン株式会社
【英訳名】	SEIKO EPSON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 碓井 稔
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 (同所は登記上の本店所在地であり、主な業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	長野県諏訪市大和三丁目3番5号
【電話番号】	0266(52)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 水上 昌治
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2016年8月9日
【発行登録書の効力発生日】	2016年8月17日
【発行登録書の有効期限】	2018年8月16日
【発行登録番号】	28 - 関東128
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2017年7月3日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定による)を2017年7月3日に関東財務局長へ提出いたしました。この臨時報告書の提出により、当該書類を2016年8月9日に提出した発行登録書の参照書類といたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りであります。